

低所得者支援給付金を支給します

長引く物価高騰の影響を受けている生活者支援として、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(追加)給付対象世帯のうち、扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を給付します。

また、同様の生活者支援として、新たに、住民税均等割のみ課税される世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付するとともに、当該世帯内の扶養されている18歳以下の児童を対象として1人当たり5万円を給付します。

基準日	対象要件	支給額	通知
令和5年12月1日時点で西東京市に住民登録がある世帯で	①令和5年度住民税均等割が非課税で18歳以下の児童がいる世帯	児童1人当たり5万円	3月中旬に「お知らせ」をお送りします。
	②令和5年度住民税均等割のみ課税世帯	1世帯当たり10万円	3月下旬に「確認書」をお送りします。
	②のうち18歳以下の児童がいる世帯	児童1人当たり5万円	

※令和5年1月2日以降に転入した方や住民税が未申告の方がいる世帯は申請が必要になります。
 ※詳細は、市HPまたは下記へお問い合わせください。
 ▶地域共生課 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金担当 ☎042-497-6451

【傍聴】

教育委員会

時 3月10日(日)午後2時
 場 田無庁舎5階
 内 行政報告ほか
 定 10人
 ▶教育企画課 ☎042-420-2822

審議会など

■建築審査会
 時 3月11日(月)午後2時
 場 保谷東分庁舎
 内 建築基準法に基づく同意ほか
 定 5人 ※一部非公開
 ▶建築指導課 ☎042-438-4026

手話講習会

西東京市の登録手話通訳者を養成する講習会を開催します。

- ①初級クラス：4月9日から毎週(火)午後2時～4時(全36回)
 - ②中級クラス：4月12日から毎週(金)午後7時～9時(全36回)
 - ③上級クラス：4月8日から毎週(月)午前10時～正午(全36回)
 - ④試験対策クラス：4月9日(火)から午後7時～9時(全26回)
- 場 西東京市障害者総合支援センターフレンドリー

対/定 在住で下記に該当する方

- ①手話未経験者/30人(申込多数は抽選)
- ②初級修了者(要修了証)/若干名
- ③中級修了者(要修了証)/若干名
- ④通訳養成修了者(要修了証)/若干名

申 3月1日(金)～15日(金)に、メールで住所・氏名・連絡先を問へ

問 運営委員会事務局

☎nishitokyoshi.shuwakou@gmail.com

▶障害福祉課 ☎042-420-2804



〈お詫びして訂正します〉

市報2月15日号3面掲載のパブリックコメントにおける「西東京市第3期文化芸術振興計画(素案)」の検討結果内の表記について誤りがありました。正しくは次のとおりです。

正) (仮称)西東京市民文化プラザ

保護者助成金の支給

対 在住で次の全てに該当する保護者

- ①認可外保育施設(企業主導型保育施設)と月決めで契約をしている子どもと同居している(一時保育は対象外)
- ②保育料を完納している
- ③①に該当する子どもが、認可保育所、地域型保育事業または認定こども園(子ども・子育て支援法の規定による支給認定1号を受けている者を除く)を利用していない

□助成金額

保育料(実費分などの一部を除く)と上限額を比較していずれか低い額

□申請方法

施設を通じて配布される申請書に必要事項を記入し、指定された期日までに各施設に提出してください。

※ベビーホテルは対象外

※詳細は市HPをご確認ください。

▶幼児教育・保育課 ☎

042-497-4926

無償化対象児童		
助成額(上限額)		
0～2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万5,000円
3～5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円

無償化対象外児童		
助成額(上限額)		
0～2歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	4万3,000円
3～5歳児	第1子	1万6,000円
	第2子以降	2万円



年度末・年度初めは市民課窓口が大変混雑します

例年、3月から5月中旬までは、市民課の窓口が大変混雑します。時間に余裕をもってご来庁いただき、特に混雑が予想される月・金曜日や祝日明けを避けるなど、混雑の緩和にご協力ください。

□住民票異動届の手続期間

- 市外への転出…おおむね2週間前(郵送・マイナンバーカードによるオンライン申請も可)



郵送



オンライン申請

- 市内への転入・市内転居…引っ越し後2週間以内(予定での受付はできません)

□手続時間の目安

- 証明書発行…約30～75分以上
- 住所異動…約90～150分以上
- 印鑑登録…約30～75分以上
- マイナンバーカード受取…約40～120分以上

※窓口の状況により、待ち時間が前後することがあります。

※土曜日窓口で転入・市内転居手続をする場合の注意点

〈第1・第2土曜日〉転入・市内転居の手続とマイナンバーカードの住所変更手続を同日にする場合は以下の対応となります。

- 午前11時前に窓口受付完了の場合…通常どおり、即日で手続可能
- 午前11時以降に窓口受付完了の場合…マイナンバーカードの住所変更は午後2時以降

〈第3～5土曜日〉転入・市内転居の手続とマイナンバーカードの住所変更手続を同日にする場合は以下の対応となります。

- 午前11時30分前に窓口受付…即日でマイナンバーカード住所変更手続が可能
- 午前11時30分以降に窓口受付…即日でのマイナンバーカード住所変更手続はできません。後日もう一度ご来庁していただき、マイナンバーカード住所変更手続をしてください。

※防災・保谷保健福祉総合センター1階市民課のご利用を

防災・保谷保健福祉総合センター1階の市民課でも手続ができます。ぜひ、ご利用ください。

※出張所もご利用ください

住民票異動・印鑑登録・証明書発行業務・マイナンバーカードに関する手続(カードの受取を除く)は、ひばりヶ丘駅前出張所・柳橋出張所でも取り扱っています。

※コンビニで住民票や印鑑登録証明書が取得できます

マイナンバーカードをお持ちの方は、証明書が窓口よりも100円安く取得できる証明書コンビニ交付サービスが利用できます。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号(数字4桁)が必要です。

時 午前6時30分～午後11時(年末年始・メンテナンス時を除く)

場 マルチコピー機の設置された全国の主要なコンビニエンスストア

※メンテナンス情報は市HPでお知らせします。市HP



※来庁の際は公共交通機関のご利用を

市庁舎駐車場は有料です。市役所で手続をする方は1時間まで無料ですが、混雑時に待ち時間が長くなり超過した分は有料になります。駐車台数にも限りがありますので、ご協力をお願いします。

□待合状況公開サービス

市民課(田無庁舎2階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)での受付待ち人数と呼び出し中の番号を、パソコン・スマートフォンなどで確認できるサービスです。ご自宅や外出先でも窓口の待ち人数などの混雑状況を確認できますので、ぜひご利用ください。

□対象窓口

- 田無庁舎2階(市民課)



- 防災・保谷保健福祉総合センター1階(市民課)



▶市民課 ☎042-460-9820

☎042-438-4020